破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２１号
宮城県塩竈市清水沢１丁目31番３―204号　県営清水沢住宅３号
債務者　高橋真奈美（旧姓齊田）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
仙台市若林区かすみ町８番71号　マニフィックベア霞302
債務者　菅野　久子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
仙台市若林区蒲町字東64―６コーポ林205　新田方、住民票上の住所宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋34番地77
債務者　大久保　望
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
宮城県塩竈市袖野田町17番24号　エトワール袖野田Ｂ201号
債務者　徳永みのり（旧姓大戸）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
仙台市青葉区みやぎ台３丁目３番４号
債務者　菅原　道徳
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
仙台市泉区市名坂字原田17番地の14
債務者　佐藤テル子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
宮城県名取市みどり台２丁目12番地の４
債務者　加藤　幸恵
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
茨城県水戸市住吉町267番地の１　シャインメモリー館Ｄ101号
債務者　鈴木　　秀
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９２号
茨城県ひたちなか市はしかべ２丁目４番12号　はしかべ住宅Ｅ号
債務者　栗田香代子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２６号
茨城県ひたちなか市西大島３丁目19番32号　東ヶ崎コーポ102号、前住所茨城県ひたちなか市大字田彦950番地28
債務者　小林　範雄
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２９号
茨城県桜川市長方288番地４
債務者　平野千代松
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１３７号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地　弥生アパートＢ―69
債務者　清水三知夫
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１４３号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地84　中山住宅
債務者　富岡　元昭
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
茨城県土浦市中929番地３
債務者　菅原　　正
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
茨城県石岡市東大橋3002番地３　大山住宅Ｃ棟
債務者　今泉　フク
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７２号
茨城県石岡市東大橋3002番地３　大山住宅Ｃ棟
債務者　今泉　美明
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
茨城県つくば市観音台１―９―９　観音台テラスハウスＥ―201、住民票上の住所茨城県小美玉市大谷889番地17
債務者　柳橋　謙司
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係